日本慢性期医療協会 会長 武久洋三

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う療養病棟での対応について

謹啓 平素より当会の活動にはご支援、ご協力を賜りまして心よりお礼申し上げます。

さて、今や新型コロナウイルスの感染は拡大する一方の状況に追い込まれ、日本の医療はもはや崩壊の危機にさらされております。急性期病院ではすでに新型コロナ患者に限らず新規患者の受入が難しくなりつつあります。この難局に医療界全体として対応していくためにも、今こそ慢性期医療においても今診ている患者さんを守りつつ、新型コロナ患者の受入れについても積極的な協力をしていくべき時期に入りました。

高齢患者では、新型コロナ治療中に適切なケア(栄養、水分の適切な投与とリハビリテーション)が提供されていなければ、せっかく治癒されても日常生活に戻るためには必要以上の長い日数を要することになります。我々は慢性期医療のスペシャリストとして、それぞれの病院の状況に合わせながら、急性期病院での治療により回復が十分ではないポストコロナ患者の可能な範囲での早期受け入れや、場合によってはコロナ患者も一部受け入れ、積極的に回復を支援するよう努めてまいりたく存じます。会員各位におかれましても是非ご協力賜りたくお願い申し上げます。

なお新型コロナ患者対応の診療報酬については、厚生労働省医療課の調整等もあり下記のような 算定ができることとなりました。今後も厚生労働省と引き続き協議してまいりますが、取り急ぎお 知らせ申し上げます。

会員病院の皆様がこの困難に立ち向かい、引き続き慢性期医療の発展に邁進してくださいますことを心より願っております。

【療養病棟での新型コロナ患者等の対応に関する算定(1 日あたり)】(届出不要)

- ●中等症以上の新型コロナ治療継続中の患者を受け入れた場合、あるいは院内で発生した新型コロナ患者を継続して治療した場合等(*1)
 - 一般病棟特別入院基本料 607点(*2)

救急医療管理加算 950 点×3=2,850 点

(原則14日。ただし、継続的な診療が必要な場合15日目以降も算定可)

二類感染症患者入院診療加算 250 点×1 = 250 点(日数上限無し)

加算 300点(~14日) 155点(15~30日)

- (*1) 都道府県から受入病床として割り当てられた療養病床の場合
- (*2) その他に、酸素、薬剤、点滴、リハビリなどの出来高算定が可
- ●急性期病院より、新型コロナウイルス退院基準(発症日から 10 日以上、かつ、症状軽快後 72 時間を経過)を満たすポストコロナ患者を受け入れた場合

療養病棟入院基本料1又は2等、現に届け出ている入院料(算定できる入院料は問わない) 救急医療管理加算 950点×1=950点(90日まで)

- 二類感染症患者入院診療加算 250 点×3=750 点(日数上限なし)
- (*) 該当患者である事がわかる適用欄記入が必要

具体的な算定につきましては各地方厚生局にお問い合わせ下さいますようお願い致します。 以上